



幸手市定員適正化計画

第4次後期

令和6年度～令和10年度

令和5年6月

幸手市

目 次

1	はじめに	1
2	策定の目的	1
3	これまでの取組状況	2
4	職員数の推移	3
5	幸手市の現状	4
6	定員適正化計画の基本的な考え方	7

1 はじめに

毎年、総務省で実施している定員管理調査によると、地方公共団体の総職員数は、令和4年4月1日現在、前年から3,003人増加して280万3,664人となっています。平成6年をピークとして、減少傾向が続いていますが、近年はほぼ横ばいとなっています。

厳しい財政状況の下、効率的で質の高い行政を実現するため、行政需要の変化や地域特性など、地域の実情に応じた、きめ細やかな定員管理が求められています。

市では、令和元年度を初年度とする「第4次定員適正化計画」を策定しており、これまでの実績や今後の行政需要の動向などを考慮しながら、引き続き実態に即した定員管理に取り組む必要があります。

2 策定の目的

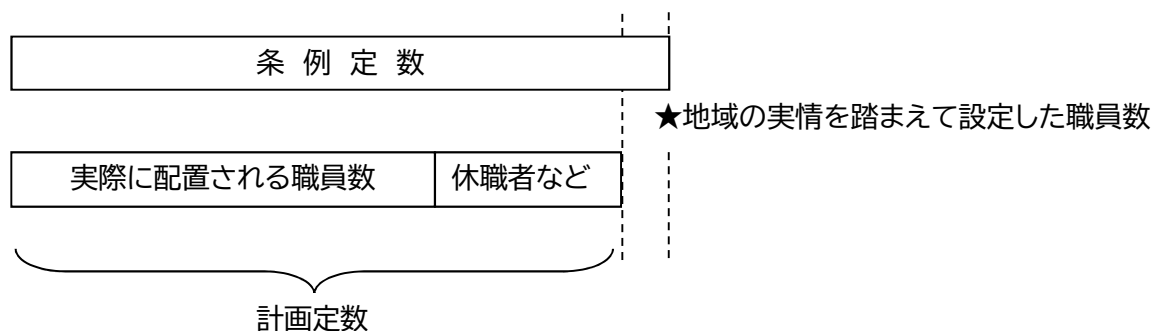
地域住民の行政ニーズの多様化や人口減少・少子高齢化の到来など、地方公共団体を取り巻く情勢の変化に対応して的確な行政サービスを提供していくため、計画的に適正な定員管理を行い、効率的かつ効果的な行政運営が求められています。

それらを踏まえ、地域の実情に応じた定員管理計画を策定し、過不足なく適正に人員を配置し、全体として複雑・多様化する行政需要に的確に対応していくため、中長期的な観点から職員数を管理することを目的としています。

★職員定数条例と定員適正化計画の関係

職員定数条例は、地方自治法第172条第3項の規定に基づき、地域の実情を踏まえて設定した職員数(以下「条例定数」という。)の上限値を定めたものです。

一方、定員適正化計画は、将来の業務の増加や減少等を見込み、計画期間の各年度における業務を執行するために必要な職員数(以下「計画定数」という。)の目標値を定めたものです。










3 これまでの取組状況

市では、平成9(1997)年度から定員適正化計画に基づき定員管理を実施しております。これまでの策定経緯は表1のとおり、おおむね5年間を計画期間とし、必要に応じて、見直しを実施しています。現在は、令和元(2019)年度から令和10(2028)年度までを第4次計画期間としており、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までを前期計画と位置づけています。

平成9(1997)年度に定員適正化計画を策定して以降、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務の制度の廃止、国の関与のルール化等が図られるなど、住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うこととなり、市の役割が変化してきました。

そのため、事務事業の見直し、組織の統廃合を進めるなど、事務の効率化や合理化を図りながら定員適正化に取り組むことで職員数を削減してきましたが、近年は、複雑・多様化する住民ニーズ、国・県からの権限移譲などによる業務量の増加に対応するため、職員数を増員しています。

<表1> これまでの策定経緯

年次	H9～H12	H13～H18	H19～H30	R元～R10
第4次				後期：R6～R10  前期：R元～R5 
第3次			後期：H27～H30  中期：H23～H26  前期：H19～H22 	
第2次		改訂：H14～H18 		
第1次	H9～H13 			

4 職員数の推移

これまでの市の職員数の推移は、総務省自治行政局の地方公共団体定員管理調査(以下「定員管理調査」という)をまとめると表2のとおりです。また、定員適正化計画及び定員管理調査結果の推移は図1のとおり、職員数は平成27年度まで減少傾向が続き、直近10年間で最少の326人でしたが、その後、増加に転じています。

第4次前期計画期間である令和元年度から令和5年度については、権限移譲や住民ニーズの多様化などによる業務量の増加が見込まれたため、計画職員数より多い職員数を確保しました。

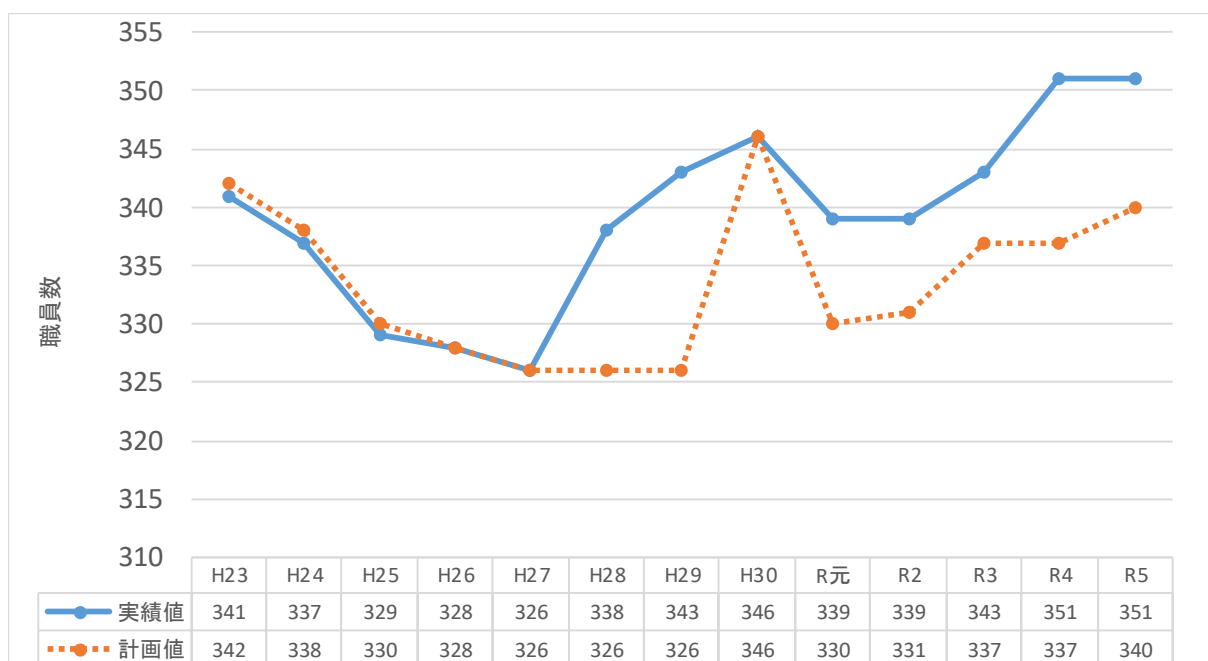
<表2> これまでの職員数の推移

各年度4月1日現在(単位:人)

部 門	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
一般行政	246	254	264	271	268	267	270	282	283
	3	8	10	7	▲ 3	▲ 1	3	12	1
特別行政 (教育)	42	45	40	37	34	35	36	33	30
	▲ 4	3	▲ 5	▲ 3	▲ 3	1	1	▲ 3	▲ 3
公営企業等 (※1)	38	39	39	38	37	37	37	36	38
	▲ 1	1	0	▲ 1	▲ 1	0	0	▲ 1	2
合 計	326	338	343	346	339	339	343	351	351
	▲ 2	12	5	3	▲ 7	0	4	8	0

上段:各部門の職員数 下段:前年度との増減数

※1 「水道」、「下水」、「その他(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計)」に属する職員が計上されています。



実績値:実際の常勤職員数 計画値:定員適正化計画における職員数

<図1> これまでの職員数の推移(H23~R5)

5 幸手市の現状

(1)類似団体別職員数(※2)との比較

市の類似団体の分類は、令和4年度から人口が「5万人未満」、産業は「第2次・3次産業就業者割合90%以上かつ第3次産業就業者割合65%以上」の類型(I-3)に属し、その類似団体は全国に52団体あります。

令和4年4月1日現在の類似団体別職員数の比較では、表3のとおり公営企業等会計(水道、下水、国保、後期、介護)を除く普通会計全体で、単純値・修正値ともに▲134人と類似団体より大幅に下回っています。

<表3>類似団体別職員数(普通会計)の状況

令和4年4月1日現在

部門	職員数	単純値	超過数	超過率(%)	修正値	超過数	超過率(%)
		(※3)			(※4)		
議会	4	6	▲2	▲50.0	6	▲2	▲50.0
総務	95	109	▲14	▲14.7	116	▲21	▲22.1
税務	26	27	▲1	▲3.8	27	▲1	▲3.8
民生	81	97	▲16	▲19.8	117	▲36	▲44.4
衛生	25	39	▲14	▲56.0	53	▲28	▲112.0
労働	1	1	0	0.0	1	0	0.0
農林水産	10	25	▲15	▲150.0	20	▲10	▲100.0
商工	4	16	▲12	▲300.0	17	▲13	▲325.0
土木	36	41	▲5	▲13.9	40	▲4	▲11.1
一般行政	282	361	▲79	▲28.0	397	▲115	▲40.8
教育	33	63	▲30	▲90.9	52	▲19	▲57.6
消防		25	▲25				
普通会計	315	449	▲134	▲42.5	449	▲134	▲42.5

※2 一般行政部門及び普通会計部門(大部門～小部門)について、人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)から類似する市区町村をグループに分け(類型区分)、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値(加重平均)を算出し、職員数の比較を行うもの。

※3 職員が配置されていない部門を考慮することなく集計した平均値。

※4 各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象とした平均値。

★単純値と修正値について

単純値は、普通会計、一般行政部門、総務、衛生といった大部門以上の定員管理の大まかな状況を把握する場合に、修正値は、大部門よりも細かい中部門又は小部門の職員数を比較し、細かな配置状況を把握する場合に適しています。

<表4> 普通会計・一般行政部門における職員数の比較(類似団体 I-3)

番号	団体名		面積 (R4.10.1)	住基人口 (R4.1.1)	普通会計		一般行政部門	
					職員数 (R4.4.1)	人口1万当 たり職員数	職員数 (R4.4.1)	人口1万当 たり職員数
1	北海道	北斗市	397.44	45,025	227	50.42	189	41.98
2	埼玉県	幸手市	33.93	49,721	315	63.35	282	56.72
3	宮城県	岩沼市	60.45	43,878	289	65.86	253	57.66
4	沖縄県	南城市	49.94	45,577	303	66.48	210	63.10
5	鳥取県	境港市	29.11	33,281	225	67.61	230	55.75
6	神奈川県	南足柄市	77.12	41,254	281	68.11	273	56.08
7	千葉県	大網白里市	58.08	48,679	352	72.31	213	52.79
8	福岡県	中間市	15.96	40,348	296	73.36	293	66.50
9	愛知県	弥富市	49.11	44,060	327	74.22	284	59.69
10	静岡県	伊豆の国市	94.62	47,583	356	74.82	284	61.00
11	香川県	さぬき市	158.63	46,561	351	75.38	287	59.99
12	愛知県	岩倉市	10.47	47,838	366	76.51	287	64.29
13	佐賀県	小城市	95.81	44,639	349	78.18	317	68.61
14	福岡県	田川市	54.55	46,202	372	80.52	187	73.85
15	佐賀県	嬉野市	126.41	25,323	205	80.95	233	72.43
16	秋田県	潟上市	97.72	32,168	261	81.14	174	61.25
17	兵庫県	相生市	90.40	28,410	231	81.31	266	57.66
18	北海道	登別市	212.21	46,135	377	81.72	332	73.82
19	島根県	益田市	733.19	44,976	374	83.16	163	52.52
20	香川県	善通寺市	39.93	31,037	260	83.77	243	62.66
21	北海道	滝川市	115.90	38,780	331	85.35	299	76.07
22	宮城県	東松島市	101.30	39,304	341	86.76	280	76.56
23	千葉県	いすみ市	157.50	36,575	318	86.94	316	69.81
24	千葉県	館山市	110.05	45,265	394	87.04	159	80.55
25	北海道	留萌市	297.84	19,739	175	88.66	236	82.45
26	福井県	小浜市	233.11	28,622	258	90.14	242	79.21
27	山口県	柳井市	140.05	30,550	278	91.00	283	59.64
28	鹿児島県	日置市	253.01	47,452	434	91.46	261	83.83
29	熊本県	人吉市	210.55	31,136	292	93.78	142	84.51
30	三重県	尾鷲市	192.71	16,802	161	95.82	209	62.76
31	愛媛県	東温市	211.30	33,299	331	99.40	211	93.81
32	島根県	江津市	268.24	22,493	228	101.36	189	70.52
33	鹿児島県	いちき串木野市	112.30	26,800	273	101.87	150	88.11
34	京都府	宮津市	172.74	17,025	178	104.55	191	93.20
35	静岡県	下田市	104.38	20,494	215	104.91	215	92.49
36	熊本県	水俣市	163.29	23,246	246	105.82	302	83.26
37	福岡県	嘉麻市	135.11	36,271	385	106.15	463	93.96
38	岩手県	宮古市	1,259.15	49,274	525	106.55	268	69.17
39	青森県	三沢市	119.87	38,744	414	106.86	201	73.30
40	和歌山県	新宮市	255.23	27,420	297	108.32	246	72.76
41	大分県	由布市	319.32	33,811	367	108.54	292	99.59
42	静岡県	伊豆市	363.97	29,319	325	110.85	220	98.26
43	兵庫県	養父市	422.91	22,389	257	114.79	162	100.19
44	北海道	砂川市	78.68	16,169	193	119.36	288	81.89
45	鹿児島県	奄美市	308.33	42,157	519	123.11	191	116.56
46	静岡県	熱海市	61.77	35,167	440	125.12	111	118.49
47	千葉県	勝浦市	93.96	16,386	213	129.99	310	128.55
48	北海道	赤平市	129.88	9,368	129	137.70	161	99.93
49	徳島県	三好市	721.42	24,115	344	142.65	112	141.24
50	三重県	熊野市	373.35	16,112	253	157.03	74	253.77
51	北海道	三笠市	302.52	7,930	176	221.94	449	106.51
52	北海道	歌志内市	55.95	2,916	106	363.51	242	53.10
	I-3	合計		1,717,825	15,513	90.31	12,475	72.62

	普通会計	一般行政部門
順位	2	7

(2)定員回帰指標による比較

定員回帰指標(※5)で試算した職員数と比較すると、表5のとおり、一般行政部門では、指標の数値266人に対し、市の職員数は282人で16人上回っていますが、普通会計部門では、指標の数値374人に対し、315人で59人下回っています。

普通会計部門としては、定員回帰指標による数値を下回っていますので、一般行政部門についても指標の数値を参考として適正な定員管理を実施するとともに、今後ますます複雑・多様化する住民ニーズへの対応や様々な行政課題に対応していくために、一定の職員数は確保していく必要があります。

<表5> 定員回帰指標による比較

令和4年4月1日現在

幸手市の人口、面積、職員数

人口(人)	49,721
面積(km ²)	33.93
一般行政部門職員数	282
普通会計部門職員数	315

一般行政部門 試算職員数

人口係数×人口(千人)	人口係数a=4 (A)	199
面積係数×面積(km ²)	面積係数b=0.22 (B)	7
一定値	(C)	60
試算職員数 (A)+(B)+(C)		266

普通会計部門 試算職員数

人口係数×人口(千人)	人口係数a=5.7 (A)	283
面積係数×面積(km ²)	面積係数b=0.33 (B)	11
一定値	(C)	80
試算職員数 (A)+(B)+(C)		374

試算職員数との比較

部門	実職員数	試算職員数	比較
一般行政部門	282	266	16
普通会計部門	315	374	▲59

※5 人口規模と面積の2つの説明変数を用いて、実職員数との多重回帰分析を行い、普通会計部門と一般行政部門の平均的な職員数を表す指標です。

6 定員適正化計画の基本的な考え方

(1) 計画期間

計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とし、そのうちの令和6年度から令和10年度までを後期計画期間とします。ただし、必要に応じて随時、見直しを検討していきます。

(2) 定員適正化計画の数値目標

計画期間内における年度別計画職員数の数値目標及び定年退職予定者については、表6及び表7のとおりです。平成31年3月に策定した「第6次幸手市総合振興計画」で示しているとおり、市の人口は将来に向かって減少していくことが予測されています。人口規模は職員の定員管理にあたっては一定の指標となるものです。

しかし、人口減少・少子高齢化の進展やますます複雑・多様化する住民ニーズなど、自治体を取り巻く環境の変化に対応して的確な行政サービスを提供していくためには、人口減少によって職員数を単純に減少させるのではなく、一定以上の職員数を確保していく必要があります。

また、令和5年4月から、定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられており、定年引上げ期間中は、定年退職者が2年に1度しか生じないこととなりますが、必要な行政サービスを将来に渡り安定的に提供するため、採用者数を一定程度平準化するなどの対応が必要となります。加えて、近年、育児休業者、病気休職者などの長期休職者（以下「長期休職者等」という。）が増加していることから、それらも考慮した定員管理を行う必要があります。

さらに、前期計画では職員定数に含めていなかった保育士などの任期付職員について、「定員管理調査」に則り、後期計画においては職員定数に含めるとともに、乳児期を中心に保育ニーズが高いことなどに鑑みて、より質の高い保育に資するため常勤職員に振り替えていく方針としています。

以上を踏まえ、第4次計画の最終年度となる令和10年度の目標職員数は、前期計画における令和5年度の計画職員数349人（同年度の任期付職員9人を加算）を基準とし、過去5年間の長期休職者等の平均人数の約8割に当たる12人を加えた361人に見直しを行いました。

なお、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため定年前再任用短時間勤務制等が導入されていることから、定年退職の職員数が大きく変わることも想定され、それ以外にも自己都合退職等による職員数の変更がありますので、それらについては新規採用者数の増減により対応していきます。

<表6> 年度別計画職員数

(各年度4月1日)

	令和5年度(実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
定年退職等	15	3	15	6	6	0
新規採用	15	10	14	7	6	3
職員数	351 (349)	358	357	358	358	361
増減数 (前年度比)	0	7	▲1	1	0	3

※ 常勤職員及び任期付職員を対象に記載しています。

※ 「定年退職等」欄には前年度における定年退職者等の数を記載しています。

※ 令和5年度職員数の()内の数字は、定員適正化計画(第4次前期)の計画職員数です。

<表7> 令和5年度以降の定年退職予定者数

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
0	15	0	6	0	6	0	6	0	8

(3)定員適正化に向けた取組

①機能的・効率的な組織体制の構築

社会経済情勢の変化や複雑・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織体制の整備に努めます。

さらに、国の動向による新たな施策や市の主要施策などに対応するため、柔軟で効率的な組織体制の構築に取り組みます。

②行政需要に応じた適正な人員配置

行政サービスの質の確保及び事務事業を効果的・効率的に遂行するために要する人員を過不足なく適正に配置するという定員管理の視点から、行政需要などに応じて、必要なところには配置し、増員すべきは増員し、減員すべきは減員することで、全体として数値目標が達成できるように定員の適正化を進めます。

③計画的な職員採用

令和5年4月から定年引上げが実施され、令和14年度までの間は、定年退職者が2年に一度しか生じませんが、基本的に2年ごとに採用者数の平準化を行い、中長期的な観点から定員管理を行います。

また、計画期間中の職員採用については、職員の年齢構成の平準化や土木職・建築職などの採用困難職種における技術力の継承、将来の退職者数などに十分配慮しつつ、職種や必要人員等を十分に精査した採用を行います。

④長期休職者等への対応

長期休職者等は、過去5か年の平均が16人となっています。これら長期休職者等への対応も含め、必要な限度において職員の充足を図り、組織として機動的かつ弾力的な職員配置に対応できる組織体制を整備します。

⑤定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の活用

定年引上げにより定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度が創設されたことから、これまでの公務で培った経験や技術を活用し、職員の事務負担の軽減を図るとともに、事務事業遂行上の経験値やノウハウを組織内で継承していくため、今後も短時間勤務の再任用職員の活用を図ります。

⑥会計年度任用職員の活用

地方公務員法の改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度が創設され、現在は、定型的・補助的な業務等に従事する事務補助職員などとして活用を図っています。

しかし、今後の人口減少に伴う行政需要の変化により、事務補助職員の役割等について見直しが生じると想定されます。

さらに、本計画における新規採用の中で、保育士など資格職の常勤職員の充実も見込んでいることから、会計年度任用職員については、必要とする人員や職務内容、勤務日数や勤務時間等についても十分に精査した上で、適正な活用を図ります。

<参考資料> 普通会計・一般行政部門における職員数の比較(埼玉県内)

番号	団体名	類型	面積 (R4. 10. 1)	住基人口 (R4. 1. 1)	普通会計		一般行政部門	
					職員数 (R4. 4. 1)	人口1万当 たり職員数	職員数 (R4. 4. 1)	人口1万当 たり職員数
1	志木市	Ⅱ-3	9.05	76,595	350	45.69	303	39.56
2	新座市	Ⅳ-3	22.78	166,108	769	46.30	664	39.97
3	和光市	Ⅱ-3	11.04	83,746	400	47.76	344	41.08
4	朝霞市	Ⅲ-3	18.34	143,585	710	49.45	597	41.58
5	富士見市	Ⅲ-3	19.77	112,420	563	50.08	500	44.48
6	鶴ヶ島市	Ⅱ-3	17.65	70,069	355	50.66	315	44.96
7	吉川市	Ⅱ-3	31.66	73,182	377	51.52	336	45.91
8	ふじみ野市	Ⅲ-3	14.64	114,279	596	52.15	509	44.54
9	鴻巣市	Ⅲ-3	67.44	117,660	617	52.44	549	46.66
10	狭山市	Ⅲ-3	48.99	149,692	797	53.24	693	46.30
11	坂戸市	Ⅱ-3	41.02	99,992	539	53.90	446	44.60
12	上尾市	Ⅳ-3	45.51	230,507	1290	55.96	873	37.87
13	久喜市	Ⅳ-3	82.41	151,669	855	56.37	742	48.92
14	入間市	Ⅲ-3	44.69	146,309	826	56.46	671	45.86
15	加須市	Ⅲ-2	133.30	112,235	634	56.49	514	45.80
16	東松山市	Ⅱ-3	65.35	90,385	514	56.87	448	49.57
17	八潮市	Ⅱ-3	18.02	92,192	531	57.60	473	51.31
18	桶川市	Ⅱ-3	25.35	74,822	448	59.88	394	52.66
19	北本市	Ⅱ-3	19.82	65,817	397	60.32	345	52.42
20	蕨市	Ⅱ-3	5.11	75,391	458	60.75	315	41.78
21	日高市	Ⅱ-3	47.48	54,852	336	61.26	280	51.05
22	三郷市	Ⅲ-3	30.13	143,046	884	61.80	640	44.74
23	戸田市	Ⅲ-3	18.19	141,324	891	63.05	648	45.85
24	行田市	Ⅱ-2	67.49	79,324	501	63.16	347	43.74
25	幸手市	Ⅰ-3	33.93	49,721	315	63.35	282	56.72
26	白岡市	Ⅱ-3	24.92	52,705	341	64.70	295	55.97
27	本庄市	Ⅱ-2	89.69	77,720	504	64.85	444	57.13
28	飯能市	Ⅱ-3	193.05	78,630	535	68.04	471	59.90
29	深谷市	Ⅲ-1	138.37	142,383	982	68.97	593	41.65
30	羽生市	Ⅱ-2	58.64	54,051	375	69.38	251	46.44
31	蓮田市	Ⅱ-3	27.28	61,563	450	73.10	320	51.98
32	秩父市	Ⅱ-2	577.83	60,314	476	78.92	425	70.46

※指定都市、中核市、特例市、町村は除いています。

※普通会計は、一般行政部門と教育部門を合計したものを指します。

	普通会計	一般行政部門
順位	25	29

